

政策会議		出席者	<input checked="" type="checkbox"/> 市長 <input checked="" type="checkbox"/> 副市長 <input checked="" type="checkbox"/> 教育長	2 課題 義務教育期間にあるすべての児童生徒を対象に、就学機会確保のための経済的支援を行う必要がある。
日時	2020年4月24日		総合政策部 <input checked="" type="checkbox"/> 部長 <input checked="" type="checkbox"/> 副部長	
場所	副市長応接室		総務部 <input checked="" type="checkbox"/> 部長 <input checked="" type="checkbox"/> 副部長	
作成者	資料 学務課長		教育推進部 <input checked="" type="checkbox"/> 部長 <input checked="" type="checkbox"/> 副部長 <input checked="" type="checkbox"/> 学務課長	
作成者	会議録			
議題	就学援助制度の拡充について（対象者：私立小中学校等在籍者の保護者への拡充）			
1 現状				
<p>(1) 現行就学援助制度では、「市立小中学校への就学者のみ」を対象とし、経済的理由により就学困難な児童生徒の保護者に支援を行っている。</p> <p>(2) 本市における児童生徒の就学形態は、その大半が市立小中学校であるものの、私立学校を始め、特別支援学校、外国人学校、フリースクールなど、児童生徒の個性を尊重した就学の形態が見受けられ、今後も多様化が進展する可能性がある。</p> <p>(3) 就学に関する選択の幅が広がりつつある現在、市立小中学校への就学者以外は同じ義務教育年齢でありながらも必要な支援を受けることができない。</p>				
3 担当部が考える方向性				4 質疑・意見 制度拡充による該当者数が不明、かつ少数と見込まれるため、この制度拡充による予算の増額補正は行わない。
<p>現行就学援助制度を拡充し、市立学校に限らず、義務教育期間にあるすべての児童生徒を対象に含める</p> <p>(1) 制度拡充の骨子 就学援助の対象は校種を問わず、すべての義務教育年齢児童生徒（6～14歳）とする 市立小中学校の取扱いは現行どおりとする 所得制限は校種に関係なく一律とする 支給金額について市立小中学校以外は一律の金額とする 市立学校以外への支給金額は学年による差を設けないが、小学校と中学校では異なる支給金額とする 市立学校と同様に、新入学学用品費の入学前支給を実施する</p> <p>(2) 支給金額 小学校 A 要保護 修学旅行費（6年生のみ）：一律 21,670円（1回限り） B 準要保護 月額：5,500円（年間ベース：66,000円） 全学年一律 新入学学用品費（新1年生のみ）：別途一律 51,060円（1回限り） 中学校 A 要保護 修学旅行費（6年生のみ）：一律 60,300円（1回限り） B 準要保護 月額：5,600円（年間：67,200円） 全学年一律 新入学学用品費（新1年生のみ）：別途一律 60,000円（1回限り）</p>				
				5 結論 <input checked="" type="checkbox"/> 原案のとおり進める 原案を一部修正し、進める 原案を修正し、再度協議する